

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項では正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	58	定期監査	意見	医師の働き方改革について	市立病院	経営統括部 人事・給与担当	時間外労働の上限規制適用による影響について確認したところ、「時間外労働の上限規制適用による病院運営への影響はないものと考えている。医師の働き方改革の開始に向けて、従前の勤務体制の適正化を検討する中で、ＩＣＵ当直体制は労働基準法に定める断続的な宿直又は日直勤務には該当せず、時間外労働が発生する通常の勤務として医師に割り当てる必要があるとの課題が生じた。ＩＣＵ業務に従事できる医師は限られているが、本業務に新たに従事する医師を募るとともに、従事回数を増やすことで、これまでの医療提供体制を令和６年度以降も継続できる見込みであり、課題は解消されている。その他の当直体制は、今般、断続的な宿直又は日直勤務として労働基準監督署の許可を得ている。」旨の説明を受けました。 医師の働き方改革の推進に係る取組については、「令和６年４月から勤怠管理システムの運用を開始し、客観的な出勤情報及び勤務間インターバル等の管理をリアルタイムで行うことができるようになる。また、医師は営利企業等従事許可申請を提出し外部医療機関で勤務することがあるが、その勤務状況についても後日、勤怠管理システムに入力し、市立病院での労働時間と合計して管理することができる。さらに、タスクシフト・タスクシェアを行う業務の選別及び運用改善に取り組む。」旨の説明を受けました。 医師の働き方改革の開始により、医師の時間外労働の上限規制及び健康確保措置が適用されています。適切な労務管理及びタスクシフト・タスクシェアを推進し、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することにより、医師本人にとってはもとより、患者に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制の維持に努めてください。	本年４月より勤怠管理システムの運用が始まり、出勤情報及び勤務時間の客観的な管理が可能となりました。このシステムを活用することで、時間外労働の上限規制及び健康確保措置が可能となるため、医師の働き方改革の推進が図れます。今後も医師だけでなく職員全体が健康に働き続けることのできる環境を整備することで、患者に提供する医療サービスの質・安全を確保し、持続可能な医療提供体制の維持に努めます。
5	59	定期監査	意見	修繕費等における随意契約の特名性について	市立病院	経営統括部 管理担当	修繕費等における特名随意契約の状況を再確認したところ、特名性に疑義がある契約が散見されました。一例として、施設総合管理業務委託の委託業者に対し、当該業務委託の範囲を超えると考えられる施設修繕について「総合管理業務内の修繕のため責任の所在を明確にするため」を理由とし、地方公営企業法施行令（以下「公企令」という。）第２１条の１４第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しない」を適用して特名随意契約を締結していました。しかしながら、この理由では、施設修繕に関して当該委託業者と際限なく特名随意契約を締結できることになると考えます。また、当該委託業者以外でも施工可能な契約もあり、競争性の不足から経済性の確保が不十分なのではないかと考えます。このほか、公企令第２１条の１４第１項第５号該当としている特名随意契約において、過去に修繕実績のある業者と安易に契約しているのではないかと思われる事例も見受けられました。 「宝塚市随意契約ガイドライン」では、特名随意契約による場合は「１者しかないと判断した過程と理由を具体的に説明できるよう整理しておくことが必要」とされています。修繕費等における随意契約の方法については、安易に１者見積りとならないよう、可能な限り競争性を確保するとともに、特名随意契約を締結する場合は、市民に対して十分な説明ができるよう整理し特名性の証明を行うよう努めてください。	競争性を確保するため複数者から見積りを徴収するなど、随意契約ガイドラインに基づく契約手続を実施します。
5	60	定期監査	意見	物品管理業務委託について	市立病院	経営統括部 管理担当	市立病院では、院内で使用する医療消耗品等の在庫管理や供給搬送などの物流に係る業務を委託しており、受託者は業務遂行に必要な人員を配置しています。業務仕様書では人員体制として、「業務責任者（常勤１人、経験年数３年以上）、副業務責任者（常勤２人、経験年数１年以上）、手術室責任者（常勤１人、経験年数１年以上）、業務従事者（常勤５人）を置く」とされていますが、副業務責任者が１人しか配置されていない期間があり、欠員が発生していました。 業務仕様書は業務内容の詳細を定めたもので、委託者及び受託者の双方が合意したものであることから、受託者に仕様書で定められた人員の配置を求めるべきであると考えます。また、経験年数１年以上を要件とする副業務責任者の業務を経験年数１年未満の派遣社員が代替しても業務に影響がない状況であれば、当初の業務仕様書の内容が適切なものであったのか疑問が残ります。 今後、業務委託を行う場合は、業務に必要な人員の人数、経験年数等を適切に見積もり、慎重に積算を行うよう努めてください。	令和６年１０月からの当該委託業務契約についてはご指摘のとおり、業務仕様書および積算を見直しました。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	61	定期監査	意見	宝塚市病院事業運営審議会について	市立病院	経営統括部 医事・経営担当	宝塚市病院事業運営審議会（以下、「病院運営審議会」という。）について審議会等の運営に関する指針（以下、「指針」という。）に基づく運営が行われているか確認したところ、市民資料閲覧コーナーには会議録等は備え置かれておらず、令和6年3月7日現在、令和5年度実施分の会議録は公開されていませんでした。病院運営審議会の運営の透明性を高めるなど、指針の趣旨を実現していく上で必要なことであることから、今後は会議終了後速やかに会議録を公開するよう努めてください。 令和3年度及び令和4年度に会議が開催されていない理由については、「コロナ禍における感染防止の観点から、市立病院の方針として、原則、職員及び患者以外の院内への出入りを禁止していたため開催できなかった。」旨の説明を受けました。感染防止の観点から対面による開催が困難であったことは理解できますが、コロナ禍における通常とは異なる医療提供体制が求められる時期であればこそ、また、市立病院においても、今後の市立病院のあり方を示した「宝塚市立病院が目指す病院像」を策定するなど重要な案件があった時期であることからすると、委員の意見を聴く必要があったのではないかと考えます。今後、対面による開催が困難な場合には、リモート開催や書面開催など、別の方法で開催することも検討してください。	令和5年度の運営審議会議事録を市民資料閲覧コーナーに設置するとともに市HPへの掲載しました。 また、今後は対面による開催が困難な場合には、リモートや書面による開催方法など、対応を検討していきます。
5	62	財援等監査	意見	障害者小規模通所支援事業補助金について	健康福祉部	障害福祉課	令和5年4月28日付けで社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会に通知した令和4年度補助金返還通知書（県政改革による補助通減分）の令和4年度県補助金額971,000円と兵庫県福祉部に報告している令和4年度地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所支援事業補助金精算書の県補助金所要額（事業見直し）871,000円とに相違が生じている理由について所管課に確認したところ、「市から県に提出している令和4年度地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所支援事業実績報告書に基づいて通減前と通減後の補助金額をそれぞれ算出し、その差額について返還を求めることになるが、補助金返還通知書の通減後の補助金額に871,000円と記載すべきところを誤って971,000円と記載したことによるものである。」旨の説明を受けました。今回の誤りの原因は基本的な確認作業の不徹底によるものであり、補助金額の変更は作業所にも影響が及ぶことから、例えば、補助金返還通知書をWordデータではなく補助金額を算出しているExcelデータで作成し、極力手入力をなくすよう様式を変更するなど、未然に事務処理ミスを防止する取組が必要であると考えます。 組織内における事務執行上のチェック体制の周知を再度徹底し、適正な事務の執行に努めてください。	兵庫県の補助金報告様式を修正し、補助金返還通知書等の返還額が自動計算で算出される通知様式を作成しました。次年度は、県から送付される様式を同様に修正し、金額の手入力を排除した通知の作成をしていきます。 また、決裁時には複数人による確認を徹底し、事務処理ミスが発生しないよう心掛けます。
5	63	財援等監査	意見	大型イベントについて	産業文化部	文化政策課	宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）中、施設運営に関する業務のひとつとして記されているにぎわい創出事業において「センター及び庭園のみならず、隣接する手塚治虫記念館や文化創造館、花のみち・さくら橋公園等」を活用した大型イベントを年1回以上開催してください。」とあり、指定管理者に対し大型イベントの実施を求めています。 業務仕様書に該当する大型イベントとして令和4年度及び令和5年度に植物展示即売イベントが開催されていましたが、業務仕様書に記されている、隣接する宝塚市立手塚治虫記念館、宝塚文化創造館、花のみち・さくら橋公園等（以下「隣接文化芸術施設等」という。）の一带の活用ができていないとまでは言えないのではないかと考えます。また、大型イベント実施による効果については、イベント開催中における隣接文化芸術施設等の来館者数の増加状況を分析するなど、客観的かつ合理的な根拠に基づいた検証をしておく必要があります。 そもそも、業務仕様書で求めている隣接文化芸術施設等の一带の活用は、指定管理者だけでは実現が困難ではないかと考えます。このことについては「文化芸術拠点連携促進協議会において、各文化芸術施設で行う様々な事業の情報共有を行うとともに、連携の取組を推進している。」旨の説明を所管課から受けていますので、隣接文化芸術施設等の一带の活用、ひいては中心市街地エリアの活性化に向けて、市が中心となって取組を推進していくよう努めてください。	大型イベントの実施にあたって、隣接文化芸術施設等を一帯的に活用した取組となるよう、市が中心となって文化芸術拠点連携促進協議会において積極的に指定管理者を支援していきます。 また、事業実施による効果について検証方法等を検討し、客観的かつ合理的な根拠に基づいた検証となるよう努めます。
5	64	財援等監査	意見	市民サポーター及びパートナー会員について	産業文化部	文化政策課	指定管理施設の管理運営について、適切かつ確実なサービスの提供等が確保されているか確認するため、所管課及び指定管理者が施設管理運営事業評価票を作成しています。施設管理運営事業評価票におけるパートナー会員数の令和4年度目標は2,436人とされていますが、実績は418人でした。パートナー会員数を増やすための取組について所管課に確認したところ、「年度が切り替わる3月から4月にかけて更新手続や新規会員の申込みが多い傾向にあることから、令和6年度は4月に集客が見込める展示会を実施する。」旨の説明を受けました。新規会員の獲得に向けた取組としては一定の効果があると考えられますが、同時に現会員の継続に向けた対策も必要であると考えます。パートナー会員数は年々減少傾向にあり、目標値と大きく乖離していることから、より抜本的な対策を検討してください。 また、令和7年度からは指定管理者が変更になることが予定されています。市民サポーターの組織化やパートナー会員制度の運営は指定事業であり、市民により愛される施設として運営されていくために必要不可欠であると考えますので、現指定管理者及び次期指定管理者と協議の上、現在の会員等の次期指定管理者への引継ぎが確実に行われるよう取り組んでください。	パートナー会員数については、コロナ禍であったとはいえ、令和2年度と比べ大幅に減少しており課題であると認識しています。新規会員獲得や現会員の継続には、魅力的な展示会の開催や会員限定イベントなどの特典を増やす取組が必要であると考えており、指定管理者と協議し、会員数の増加に努めていきます。 また、次期指定管理者への引継ぎにあたっては、現指定管理者及び次期指定管理者との協議において、現在の会員等の引継ぎが確実に行われるよう市として積極的に関わっていきます。